

# 「ひまわりの会」会則

## 第1条（名称）

本会の名称を（仮称）ひまわりの会と称す。

## 第2条（所在地）

本会の事務局を八代市立第一中学校（以下「本校」という。）に置く。

## 第3条（目的）

- （1）様々な悩みを持つ保護者同士の情報交換の場を提供する。
- （2）不登校及び不登校傾向の子どもとその家族が社会的に孤立することを防ぎ、不登校への正しい知識と支援により子どもたちが自信を持って活動できるよう支援する。

## 第4条【事業内容】

- （1）保護者同士の情報交換ができるコミュニティ作り
- （2）不登校について正しい知識と支援のあり方について学び、考える会
- （3）本校教職員、八代市役所主管課（くまがわ教室等を含む）との情報共有

## 第5条（会員）

本会の会員は、本校に在籍する保護者で構成し、それぞれの活動には、希望者が任意で参加できるものとする。なお、活動への参加者（利用者）は、本会則の事項に賛同するものとする。

## 第6条（役員）

本会運営のために次の役員を置き、本校 PTA 会長、顧問等が兼務するものとする。役員任期は、1年とし再任を妨げない。また、本校 PTA 役員会の決議により役員数を変更できるものとする。

- （1）会長 1名 本会を代表し、会務を統括する。
- （2）顧問 2名程度 会長を補佐する。

## 第7条（運営）

本会の運営は、本校 PTA 会費、寄付金等をあてる。

## 第8条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、本校 PTA 総会において、収支報告並びに監査を行う。

### **第9条（残余財産の処分）**

本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、本校 PTA 役員会の決議により、本校 PTA に贈与するものとする。

### **第10条（事故）**

本会及び本会に関する事業において、安全のために万全の努力を図るが、万一発生した事故は、各個人の自己責任において対処し、役員は、その責任を負わない。

### **第11条（変更）**

この会則は、本校 PTA 役員会の議決において変更できるものとする。

**附則** この会則は、令和5年4月1日より施行する。

以上